

no	種別	細目	公募要領 ページ	質問	回答	掲載日
1	補助対象 事業者		p9	補助事業者の法人形態に制限はありますか。	日本国内に拠点と法人格を有することを要件としています。 (一般社団法人、公益法人、自治体等でも可。任意団体、個人事業主は不可) コンソーシアム申請や共同申請において、幹事社以外に法人格を有しない者を含んでもよいが、補助対象経費は計上できません。	4月17日
2	補助対象 事業者		p9	3年以上の事業継続については、事業単体の黒字化を求められるのか。事業を継続できなかった場合はどうなりますか。	必ずしも事業単体での黒字化を求めるものではなく、関連事業全体としての事業継続性を問うものです。要件としては、現時点で事業を継続していく計画と可能性があるかどうかを確認します。 事業が継続できなかった場合、取得財産(単価50万円以上の設備、システム、建物等)の処分には、財産処分の手続きが必要となります。(公募要領p25(1)を参照)	4月17日
3	補助対象 事業者		p8	ハブ事業者とは、どのようなものですか。	スタートアップ等の量産化に向けた設計・試作に必要な設備、ノウハウ、環境または量産に向けた工程のマネジメント機能等を提供する計画・体制を有する事業者であり、公募要領p8の類型A～Cで例示されるようなスタートアップ等との接点を有している事業者。本事業の申請者でなくてもよい。	4月17日
4	申請単位		p10	試作に向けて必要な設備の提供については、他社の工場(生産設備)を使用する予定。この場合、コンソーシアム申請や共同申請をする必要がありますか。	本事業において、工場側が補助対象経費を計上しない場合は、必ずしもコンソーシアム申請や共同申請をする必要はありません。当該工場との連携内容を、補助事業概要説明書内で説明してください。	4月17日
5	補助対象 事業	支援先	p7	支援先はどこでもいいですか。また、規模や創立年数は関係ありますか。	支援先は「量産の壁」にぶつかっている事業者とし、主に量産に向けた資金・ノウハウの乏しいスタートアップ等が主な支援先と想定しています。但し、同じ課題に直面している事業者への支援にあたっては、企業規模や創立年数は関係ありません。	4月17日
6	補助対象 事業	支援先	p7	支援の対象分野に制約はありますか。	当該分野における量産に向けた設計・試作において、スタートアップ等に課題(いわゆる「量産化の壁」)が存在する分野であれば対象となります。 スタートアップ等の量産に向けた課題は、分野毎に異なることが想定されるため、申請者が補助事業概要説明書の中でこの課題の存在と内容を明らかにする必要があります。	4月17日
7	補助対象 事業	支援先	p7	支援先数等に制約はありますか。	原則制約はないが、補助事業の目的から、より多くのスタートアップ等からの相談を受け付けることができる体制と計画を有することが望ましいです。	4月17日
8	補助対象 事業	支援先	p7	自社の関係会社を支援対象としてもいいですか。	幅広くスタートアップ等を支援する中で、一部同じ課題をもつ関係会社が支援先になることは問題ありません。但し、関係会社のみを支援する内容は本事業の目的に合致しません。	4月17日
9	補助額		p11	申請金額に下限は設定されていますか。	金額の下限は設定されないが、補助事業の実施で得られるインパクトの大きさは審査の対象となります。	4月17日
10	補助対象 経費	全体	p13	実施事項や費用の内訳が申請時点で明確ではない場合、想定で申請したうえで、事業期間中に変更してもいいですか。	申請時点で実施事項や費用の内訳が明確でない場合は、審査及び交付決定ができなかったり、遅くなったりする場合があります。申請時点で少なくとも実施事項(補助事業概要説明書「3. 補助事業における実施事項」)は明確にし、そのうえで、費用の内訳は可能限り具体化し、その根拠を示してください。 なお、交付決定後の実施内容の変更は、計画変更(等)承認申請書の申請及び承認が必要になる場合があります。但し、補助金額は交付決定額を上回ることはできません。	4月17日
11	補助対象 経費	全体	p13	補助金で購入した設備を、スタートアップの支援以外に(例えば自社製品の開発や試作等に)使用してもいいですか。	原則として補助事業の目的たる、スタートアップ等の量産に向けた設計・試作を容易にするための事業に使用しなければなりません。 但し、休日や業務時間外で使用する等、補助事業の実施に支障を来さない範囲の使用であれば、認められる場合があります。当該ケースが想定される場合は個別にSIIへ相談してください。	4月17日
12	補助対象 経費	全体	p13	子会社や関係会社への発注は可能ですか。子会社や関係会社への発注時に制約はありますか。	子会社や関係会社への発注は可能ですが、原則として3社以上の見積合わせ・競争入札等を実施するか、それができない適切な理由(技術的な特殊性等)を選定理由書にて説明し、SIIの確認後に取引を進めてください。 子会社や関係会社への発注は利益排除の対象にはなりません。自社調達にあつては、原価をもって補助対象経費とすることでの利益排除をして頂く事となります。 ※選定理由書の書式はフリーフォーマットとなっています。	4月17日
13	補助対象 経費	設備費・ 工事費等	p13	設備・機器はどのようなものが対象となりますか。	スタートアップ等の量産に向けた設計・試作に用いる設備や機材は対象となります。また、それらに関連して必要となる設備や環境(試作ブースやスタートアップ入居スペースの整備等)も対象となります。 基礎研究にしか使用できない設備や、特定製品しか製造できない量産ラインの設置等の、補助事業の目的に合致しない設備機器は補助対象外となります。	4月17日

no	種別	細目	公募要領 ページ	質問	回答	掲載日
14	補助対象 経費	設備費・ 工事費等	p13	工事費はどのようなものが対象となりますか。	補助事業で使用使用する設備・機器を導入するにあたって必要となる工事費(据え付け工事、壁仕切り、移設工事等)、および補助事業の目的に使用するスペース自体の建築工事(試作スペースの新増設、スタートアップと投資家の交流スペースの内装工事等)が補助対象となります。 既存建屋の一般的な補修改修や、明らかな他事業との共通部分の工事等、補助事業の目的に合致しない工事費は補助対象外となります。	4月17日
15	補助対象 経費	設備費・ 工事費等	p13	建物自体を新増設する経費は対象となりますか。	補助事業の目的に使用する建物であれば、補助対象となります。 但し、法定耐用年数の期間は処分が制限され、処分する際は一部補助金の返還の可能性のあることを認識のうえ申請してください。	4月17日
16	補助対象 経費	設計費	p13	試作・設計・試験等に係る設備の新規開発・設計に係る経費は対象となりますか。	本事業で整備するハードに設計作業が必要不可欠であり、実際に使用するハードに直結する経費(製造原価に計上されるもの等)は補助対象となり得ます。当該経費を想定している場合は個別にSIIへ相談してください。 研究開発に係る経費は原則として補助対象外となります。	4月17日
17	補助対象 経費	支援サー ビス・教育 プログラム 開発費	p13	支援サービス・教育プログラム開発費は、どのような費用が補助対象になりますか。	新たに支援サービスを開発する際の人件費、外注費、委託費、謝金、旅費等、または試験的にサービス・プログラムを実施する際に係る実証費は補助対象となります。開発された支援サービスの運用に関する費用は原則として補助対象になりません。	4月17日
18	補助対象 経費	支援サー ビス・教育 プログラム 開発費	p13	補助金を活用し、受講料を割引してもいいですか。	支援サービスや教育プログラム開発後の受講料の割引は、補助対象となるコストを考慮して、適宜実施して構いませんが、割引自体を補助対象経費とすることはできません。	4月17日
19	補助対象 経費	支援サー ビス・教育 プログラム 開発費	p13	支援先を見つける為の営業費(広告等)は補助対象になりますか。	支援サービス開発、システム開発等において、新たに構築するサービスやシステムをブラッシュアップするための実証に必要な営業(実証参加事業者の集客等)に係る経費は補助対象となります。 既存サービス・システムや、ローンチした新規サービス・システムを利用してもらうための営業に係る費用は原則として補助対象外となります。	4月17日
20	補助対象 経費	システム構 築費	p13	システム構築費はどのような費用が補助対象になりますか。	システム構築に必要な備品費、外注費、人件費等が補助対象となります。 構築するシステムは、工場ネットワークや、人材ネットワークの活用に必要なシステムを想定していますが、補助事業の目的に合致していればその限りではありません。	4月17日
21	補助対象 経費	システム構 築費	p13	システムの仕様設計にかかる費用は補助対象になりますか。	当該システム構築の仕様設計に、有識者ヒアリング、ユーザーヒアリング等が必要な場合は、当該業務に必要な謝金、旅費、外注費等は補助対象となります。	4月17日
22	補助対象 経費	その他 事業立ち 上げ 関連費	p13	海外のスタートアップを呼び込む費用は対象になりますか。	支援サービス開発等において、海外のスタートアップ等を呼び込み支援の有効性を実証する必要がある場合等においては、対象になる場合があります。	4月17日
23	補助対象 経費	その他 事業立ち 上げ 関連費	p13	新たな支援サービスを提供するにあたって、その担当者を採用する費用は補助対象となりますか。	採用にかかる人材広告費、人材紹介費等については、原則補助対象外となります。 対象となるのは、補助事業により整備されるソフトやハードに直結する費用、例えば、新規に採用した人材が支援サービス等を提供するために必要な研修に係る費用、ハードの運用にあたってのノウハウを得るために、補助事業期間内に限定してコンサル契約等を行う際の費用等は補助対象となり得ます。当該経費を想定している場合は個別にSIIへ相談してください。	4月17日
24	補助対象 経費	その他 事業立ち 上げ 関連費	p13	拠点立ち上げに必要な調査費は対象となりますか。 例)国内外のアクセラレーション施設の視察、新素材の資料・サンプル取り寄せ費等	本事業により整備されるソフトやハードに直結する調査であれば対象となり得るが、その必要がある場合は個別にSIIへ相談してください。	4月17日
25	補助対象 経費	その他 事業立ち 上げ 関連費	p13	本事業により整備したソフトやハードのPR費用として対象となるものはどのようなものがありますか。	補助対象となるのは、PRに必要なWEBコンテンツ作成費用(動画制作、WEBページ改修等)、パンフレット作成費用(デザイン費、印刷費等)、等を想定しています。 当該コンテンツを周知・展開するための費用(リスティング広告費、DM送付費、イベント開催費等)は、継続的にかかる費用として原則補助対象外となります。	4月17日
26	補助対象 経費	その他 事業立ち 上げ 関連費	p13	立ち上げた拠点の許認可にかかる費用(消防法対応等)、工程に対する認証(ISO等)取得にかかる費用は対象となりますか。	法令遵守のための許認可にかかる費用は原則として補助対象外となります。 認証取得にかかる費用は、事業の目的と照らし合わせ、スタートアップ等の支援のために当該認証取得が必須となる場合に限り補助対象となる場合があります。	4月17日
27	補助対象 経費	人件費	p14	どのような作業が人件費の対象となりますか。	支援サービス開発、教育プログラム開発、システム開発又は試作関連設備における、自社設計等の「アウトプットが明確な作業の工数」のみが対象となります。事務処理やプロジェクト管理にかかる工数は原則対象外です。	4月17日
28	補助対象 経費	人件費	p14	人件費は何を基準に算出すればいいですか。	人件費は、「人件費単価×作業時間」で計算してください。 人件費単価は、健保等級をもとに算出を行い、健保等級を有さないものは、年俸や月給等の給与実績を基にした単価を用いてください。	4月17日

no	種別	細目	公募要領 ページ	質問	回答	掲載日
29	補助対象 経費	人件費	p14	事業開始後に、採用予定の人材について、人件費単価はどのように設定すればよいでしょうか。	当該人材は、氏名は「新規採用者A」等と記載のうえ、現在オファー中の条件等を基に、人件費単価を設定してください。 なお、正式採用後速やかに、確定した条件と氏名を記載のうえ人件費単価計算書を再提出してください。	4月17日
30	補助対象 経費	人件費・ 外注費	p14	外注の場合も健保等級に準じる必要がありますか。人件費単価計算書の提出が必要ですか。	外注分は「人件費」に該当せず、その費用の妥当性は仕様書・見積書等での確認となります。	4月17日
31	実施 スケジュール	全体	p16	工期の関係上、5月中、6月中に先行で発注しなければならないが、補助対象となりますか。	交付決定後に発注・契約したものが補助対象となります。 審査を経て、平成30年6月中に交付決定される予定です。	4月17日
32	提出書類	交付申請 書	p20	コンソーシアム申請の場合、各社から申請書を郵送してよいでしょうか。	全社分まとめてご提出をお願いします。	4月17日
33	提出書類	交付申請 書	p45	共同申請において人件費単価計算書をまとめて提出できない場合、どうすればいいですか。(1社が代表して押印できない場合等)	押印書面としては各社分けての提出となっても構いませんが、支出計画書の作成においては、全社分を纏めて記載する必要があり、データ上では全社分の人件費単価が入力された状態で提出してください。	4月17日
34	提出書類	見積関係	p15・44	見積が3社以上から取得できない場合、どうすればいいですか。	3社以上からの見積もり取得が、困難または不適當であることを合理的に説明した選定理由書の提出が必要となります。SIIの確認後に取引を進めてください。 ※選定理由書の書式はフリーフォーマットとなっています。	4月17日
35	提出書類	見積関係	p13	見積はどの程度詳細な物である必要がありますか。	申請時点で詳細が分からない場合は、概算見積もりや申請者による想定根拠等でも構いませんが、実際に発注する時点では、仕様等との対応が内訳等によって分かるものを取得してください。	4月17日
36	他補助金		p11	他の補助金や助成金を併用できますか。 (既に他の補助金を受給しているが、申請できますか。)	原資が国庫となる補助金の併用は、同じ設備・費用に対しての併用はできません(公募要領p11(5)参照)。 違う設備・費用への併用は可能ですが、明確に費用を切り分け、もう一方の目的を妨げないようしてください。 また、地方自治体の補助金も原資が国庫の場合もあります。よく確認いただき申請してください。(確認は、地方自治体の補助金窓口へ直接お問い合わせください)	4月17日